

「女性活躍加速のための重点方針 2015」 該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(3) 司法分野
小項目	② 検察官については継続就業のための環境整備に引き続き配慮する取組を進め、裁判官についても同様の取組を行うよう期待する。
該当施策名 (事業名)	検察官の継続就業のための環境整備
該当施策の背景・目的	仕事と生活の調和及び子育て中の検察官の活躍推進のため
該当施策の政策手段の分類	<p>A 法令・制度改正            B 税制改正要望            C 予算                27年度予算：                千円              ※内数である場合はその旨記載。                28年度要求方針： 新規 拡充 継続              ※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求            E その他(具体的に：ワークライフバランスの推進)</p>
該当施策概要	<p>これまでと同様引き続き以下の取組を実施する</p> <p>① 年次休暇の取得促進            ② 育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進            ③ 転勤先の保育所の確保が必要な場合においては、可能な限り早期に内示を行うなどの配慮を行う</p>
問い合わせ先 部局課	<p>法務省            大臣官房人事課</p>

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	( 4 ) 教育分野
小項目	<p>① 初等中等教育分野における男女共同参画を促進するため、以下の取組等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校現場における女性教員の仕事と家庭の両立に資するべく、育児休業取得の実態把握等を行い、男女ともに仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。</li> </ul>
該当施策名 (事業名)	—
該当施策の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校現場における女性教員の仕事と家庭の両立に資するべく、育児休業取得の実態把握等を行い、男女ともに仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。</li> </ul>
該当施策の政策手段の分類	<p>A 法令・制度改正            B 税制改正要望            C 予算                27年度予算：                千円                                              ※内数である場合はその旨記載。                28年度要求方針： 新規 拡充 継続                                              ※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求</p> <p><b>E その他</b>(具体的に:学校現場における育児休業取得の実態把握を行う)</p>
該当施策概要	<p>毎年度実施している「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、公立学校教職員の育児休業等の取得実態について調査を実施する。</p>
問い合わせ先 部局課	<p>文部科学省            初等中等教育局初等中等教育企画課</p>

「女性活躍加速のための重点方針 2015」 該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(4) 教育分野
小項目	① 初等中等教育分野における男女共同参画を促進するため、以下の取組等を推進する。
該当施策名 (事業名)	各種研修等への参加教員における女性枠の設定及び女性管理職登用に向けた意識づけ、ネットワークへの参加促進。
該当施策の背景・目的	学校教育の現場においては、女性教員の割合に比して、教頭以上に占める女性の割合が低いという実態がある。女性教員が管理職を希望しない理由として、仕事と家庭の両立が難しい、責任が重たすぎる、一教諭として児童・生徒に向き合いたいなどの意見があることから、これらに対応した取組を進める。
該当施策の政策手段の分類	<p>A 法令・制度改正            B 税制改正要望            C 予算                27年度予算：                    千円                                ※内数である場合はその旨記載。                28年度要求方針： 新規 拡充 継続                                ※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求  <input checked="" type="checkbox"/> <u>その他(具体的に)</u> 独立行政法人教員研修センターが実施する各種研修等の女性枠の設定等)</p>
該当施策概要	女性教員が管理職への昇任を希望し、また実現することが容易になるよう、独立行政法人教員研修センターが実施する校長・教頭等への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等に女性枠を設定するとともに、女性の校長・教頭等への登用に向けた意識づけや、女性管理職ネットワークへの参加を促進する。
問い合わせ先 部局課	文部科学省 初等中等教育局教職員課

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(5) 農業分野
小項目	①農業委員、農業協同組合の役員等に占める女性割合を増加させるため、国会で審議中の農協改革関連法案において、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する規定を置くなど女性の参画拡大に向けた取組を進める。
該当施策名 (事業名)	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案
該当施策の背景・目的	農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。このため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する。
該当施策の政策手段の分類	<p>Ⓐ 法令・制度改正</p> <p>B 税制改正要望</p> <p>C 予算 27年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求</p> <p>E その他(具体的に： )</p>
該当施策概要	<p>(農業委員会関係)</p> <p>農地利用の最適化を促進するため、農業委員の選出方法を公選制から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制とし、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する規定を置くなどの見直しを行う。</p> <p>(農業協同組合関係)</p> <p>農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする観点から、経営目的を明確化する見直しを行うとともに、責任ある経営体制を確立するため、農協の理事の過半数を原則として認定農業者等とするとともに、理事の年齢及び性別に著しい隔りが生じないように配慮する規定を置くなどの見直しを行う。</p>
問い合わせ先 部局課	<p>農林水産省 (農業委員会について) 経営局農地政策課</p> <p>(農業協同組合について) 経営局協同組織課</p>

# 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案の概要

## 趣旨

農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。このため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する。

## 改正の概要

### 農業協同組合法の改正

◎ 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする

【経営目的の明確化】(第7条)

- ◆ 農業所得の増大に最大限配慮するとともに、的確な事業活動で高い収益性を実現し、農業者等への事業利用分量配当などに努めることを規定する

【農業者に選ばれる農協の徹底】(第10条の2)

- ◆ 農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する

【責任ある経営体制】(第30条第12項)

- ◆ 理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売等に実践的能力を有する者とするを定めることを規定する

【地域住民へのサービス提供】(第4章第1節から第3節まで)

- ◆ 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く

◎ 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする

【全農】(第4章第1節)

- ◆ 全農がその選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

【都道府県中央会】(附則第12条から第20条まで)

- ◆ 経営相談・監査・意見の代表・総合調整などを行う農協連合会に移行する

【全国中央会】(附則第21条から第26条まで／第37条の2)

- ◆ 組合の意見の代表・総合調整などを行う一般社団法人に移行する。また、農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付ける

### 農業委員会等に関する法律の改正

農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を促進するための改正を行う

- ◆ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更(第8条)
- ◆ 農地利用最適化推進委員の新設(第17条)
- ◆ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定(第42条)

### 農地法の改正

- ◆ 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件(議決権要件、役員の農作業従事要件)を見直す

(第2条第3項)

## 効果

- 地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組めるようになる
- 農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようになる
- 担い手である農業生産法人の経営の発展に資する

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(5) 農業分野
小項目	②女性農業者が働きやすい環境の整備を進めるため、女性活躍推進に取り組む農業法人等の増大に向けた表彰の実施や、民間企業等とも連携した女性農業経営者のネットワークの強化などの取組を進める。 ※①また、女性リーダーを育成するための研修の充実など、農村における女性の活躍推進に向けた取組を進める。
該当施策名 (事業名)	輝く女性農業経営者育成事業
該当施策の背景・目的	女性は、農林水産業と地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化等の担い手としても大きく期待されており、農林水産業の成長産業化へ向けて、その能力が一層発揮されるよう支援していくことが必要。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 ③ 予算 27年度予算：12,000千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針：新規 拡充 継続 調整中 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に： )
該当施策概要	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成を支援。 また、女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰を通じて、女性の活躍を推進。
問い合わせ先 部局課	農林水産省 経営局就農・女性課

## 輝く女性農業経営者育成事業（拡充）

【平成27年度予算概算決定額：120（76）百万円】

### 次世代リーダー支援

【40（49）百万円】

消費者への直接販売や商談会出展の機会の提供等を通じて、我が国の女性農業経営者の次世代リーダーを育成。

### 女性農業経営者の ネットワーク促進と活躍推進

【60（-）百万円】

- (1) 女性農業経営者の取組の発信強化と地域ネットワーク強化  
31（-）百万円  
・女性農業経営者の活躍を社会全体に伝え、将来的には職業として農業を選択する女性の増加を図ることを目指す「農業女子プロジェクト」の取組を広く社会に発信。  
・「農業女子プロジェクト」の地域における展開を拡大し、地域農業の活性化に向けて、女性農業経営者の取組を促進。
- (2) 女性の活躍推進に取組む農業法人等への支援  
29（-）百万円  
・女性農業者の活躍推進に取り組んでいる農業法人・農業経営体を「農業の未来をつくる法人・経営体100選」（仮称）として認定・表彰。  
・認定を受けた農業法人・経営体の経営者、農業女子メンバー等による啓発セミナーを各地域で開催することにより、女性が活躍する先進的取組を全国に拡大。

### 地域女性発展支援

【20（27）百万円】

地域における女性農業者の人材の掘り起こしや、ビジネススキルの研修等を通じて、地域における女性農業者の新ビジネス展開に向けた意欲の向上と能力の発揮を促進。

## 女性農業経営者の活躍

- 女性農業経営者の能力を最大限に活かすことを通じた、農業の成長産業化
- 女性農業経営者の収益力向上
- 新規就農者に占める女性の割合の拡大

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	2. 社会の課題解決を主導する女性の育成
中項目	(1) 科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成
小項目	<p>① 理工系女性を一貫して支援するため、関係府省や経済界、学界、民間団体など産学官からなる支援体制「リコチャレ応援ネットワーク」(仮称)を構築する。</p> <p>初等中等教育段階からの女子生徒等及び親・教師に対する理工系選択のメリットに関する意識啓発、国内外の理工系女子ネットワークの促進、進学・就職情報支援、産業界で活躍する理工系女子を始めとしたロールモデルに対する表彰等を総合的に実施する。</p> <p>② (中略) 加えて、「リコチャレ応援ネットワーク」(仮称)等を活用した地域における意識啓発イベントや「理工チャレンジ」サイト等を通じた情報発信、地方創生枠による奨学金等も活用し、地方における地域の未来を担う理工系女性人材の育成や地方定着につながる取組を促進する。</p>
該当施策名 (事業名)	理工系女性を一貫して支援するための産学官からなる支援体制の構築
該当施策の背景・目的	我が国の持続的成長を確保するためには、研究者・技術者・技能者など、科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成を大胆に進める必要がある。理工系分野を進路選択する女性がそもそも少ない現状を踏まえ、理工系を実質的な選択肢として意識でき、かつ進学や就職などの各段階で理工系選択がより容易となるよう支援する。
該当施策の政策手段の分類	<p>A 法令・制度改正</p> <p>B 税制改正要望</p> <p>◎ 予算</p> <p>27年度予算： 千円</p> <p>※内数である場合はその旨記載。</p> <p>28年度要求方針： <b>新規</b> 拡充 継続</p> <p>※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求</p> <p>E その他(具体的に： )</p>
該当施策概要	<p>女子学生等の理工系分野への進路選択を推進するため、内閣府が中心となり、関係府省、経済団体、研究機関、及び学術団体等と連携ネットワークを構築し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子中高生や保護者等を対象としたシンポジウム</li> <li>・女子高校生等を対象に、地方公共団体とも連携した地域における理工系女性人材育成等を目的としたセミナー</li> <li>・海外の理工系女性人材に関する調査・研究</li> <li>・内閣府「理工チャレンジ」サイトの拡充</li> </ul> <p>等の取組を実施する。また、地方における理工系女性人材の育成を促進するための情報提供をあわせて行う。</p>
問い合わせ先 部局課	<p>内閣府</p> <p>男女共同参画局総務課</p>

# 理工系分野における女性の活躍推進

## 課題と目的

※ 主に理工系分野について重点的に実施

### ■ 理工系分野における女性の参画拡大

- 我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れて科学技術・学術活動を活性化するためには、理工系分野の女性研究者・技術者となり得る人材を育成していく必要がある。
- しかしながら、現在のところ、我が国の研究者に占める女性の割合は、14.6% と他の先進諸国(英 37.8% OECD “Main Science and Technology Indicators”)と比べて低水準。
- また、理工系を専攻する女性の割合は、大学(理学26.4% 工学12.9%)、大学院(理学22.1% 工学11.2%)と、他専攻に比べて低水準。(文部科学省「学校基本調査」)

## → 産学官による連携体制を構築し、女子学生等の理工系選択を強力に推進。

## 主な具体的取組

○ 関係事業を連携して実施

### 理工系ネットワーク会議

#### 調査研究

理工系選択の女性割合が高い国の教育や人材育成方法等について調査・研究。

### シンポジウム

社会の気運を醸成するため、女子高校生や保護者等を対象にシンポジウムを実施。

### 内閣府

男女共同参画局

文科省 経産省 教育・研究機関 経済団体  
国交省 厚労省 学術団体等 (メディア)  
農水省 外務省 等

### セミナー

理工系選択のメ리트等を、次代を担う優秀な女子高校生等にレクチャーし、国内外のネットワーク構築を促進。

### 理工チャレンジ ウェブсайт拡充

関連施策やイベント等の情報を充実。情報を一元化。



「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	2, 社会の課題解決を主導する女性の育成
中項目	(1) 科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成
小項目	① 理工系女性を一貫して支援するため、関係府省や経済界、学界、民間団体など産学官からなる支援体制「リコチャレ応援ネットワーク」(仮称)を構築する。 初等中等教育段階からの女子生徒等及び親・教師に対する理工系選択のメリットに関する意識啓発、国内外の理工系女子ネットワークの促進、進学・就職情報支援、産業界で活躍する理工系女子を始めとしたロールモデルに対する表彰等を総合的に実施する。
該当施策名 (事業名)	女子中高生の理系進路選択支援プログラム
該当施策の背景・目的	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続に行われる取組を推進。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 15,000 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他(具体的に： )
該当施策概要	〈施策概要〉 1：継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(例：コンソーシアムや運営委員会等) 2：文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチする仕組みの構築(例：学校訪問による全生徒を対象とした取組等) 3：教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択可能な環境・土壌の構築(例：イベントの開催等) 4：複数年度化による効果的な PDCA サイクルの構築 5：国立研究開発法人科学技術振興機構(以下 JST)による効果的な側面の支援(例：事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等)  〈これまでの取組/来年度の実施予定〉 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、文部科学省としてこれまで、独立行政法人(国立女性教育会館)や大学等による、シンポジウムの開催や、実験教室の開催を支援してきた。 本重点方針を踏まえて、今後は、これまでの取組に加え、これまで興味関心が薄い、または、文理選択に迷う女子中高生に、効果的にアプローチするために、 ・中学校や高校への学校訪問による、全生徒を対象とした取組 ・教員や保護者を対象としたイベントの実施による、女子生徒の理系選択が可能な環境・土壌の構築 などを実施したいと考えている。

問い合わせ先 部局課	文部科学省 科学技術・学術政策局人材政策課
---------------	--------------------------